

別表第二十一号の六(第91条の5第1項関係)

特定放送番組同一化実施方針の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

特定放送番組同一化実施方針の認定を受けたいので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

1. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分
2. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域及びその数
3. 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容
4. 法第116条の4第1項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
5. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合
6. 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注5 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合及び当該1週間の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送

時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合については、広告放送以外の放送番組を全て同一にし、かつ、同時に放送することを示せば足りる。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注6 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。